

興、自分の出来る限り之をやるが、失敗する可能性が、失敗した
ら、自分のつひにやした努力に対しては、何の報しもない。故に法りつと、
さめられた例ならば、是れ以外何事でも、何の報も無い。故に法りつと、
まずに、努力する。是れ以外何事でも、何の報も無い。故に法りつと、
を招かざるに、使らざるに、後より、及びた方、費用を合せて、これも、
ないが、五、村上も結局は、後より、及びた方、費用を合せて、これも、
6000ドル位では、未知せぬだらう。と云ふことで、知った通りには、
なると、後、も考へたのです。と云ふことで、知った通りには、
出、半日後に帰って来て、よろしい例が、任すから、出来るだけ、
契約しました。たゞ、お母さんには、かう云ふ事、痛を知らぬから、
法りつと、例が、最高のもので、~~100位~~、100位といふことも、
びつくりするに、違ひないといふて、200位といふことも、
100位は、ナヤと云ふは、いふこと、たゞ、このこと、
ごい、えん返かんに、いふて、100報し、~~100~~、100報し、
や、努力と比較出来ませんから、そんなケースは、とり合ぜられ、
が、たし、えん返かんに、いふて、100報し、
これこそ、法りつと、~~100~~、100報し、
何とぞ、解されるやう願ひます。おんえんは、
ルズは、~~600~~、600ドルの違ひがあるといふますが、
費、~~600~~、600ドルの違ひがあるといふますが、
たし、あせつてみるか、述べます。
ただ、えん返かんに、~~100~~、100ドル、
5年、早く返して、せんと、~~100~~、100ドル、
10萬ドル返すとしても、~~100~~、100ドル、
おたら、利子だけで、~~100~~、100ドル、
余りあると云ふことに、~~100~~、100ドル、
だけが、~~100~~、100ドル、
二、~~100~~、100ドル、
戦争の可能性がありうる。あるとすれば、
い。人に由ると、原子を使つたら、
も戦争は、~~100~~、100ドル、
がある、~~100~~、100ドル、
又、戦争が始つたら、
又、人に由ると、戦争は、
又、人に由ると、戦争は、

持ってある、日本語のコーピートの遺言状を僕に送って下さい。僕が、その内容を直譯にして、ストン氏に送ります。ストン氏は早速司法省に行つて、こんなかんたんな日本語の遺言状で、米口にある収められたお父さんの財産を僕に返すかどうか確かめる。もし法的に叶つていたら、(A)の手続きをする。もし(別)(C)はやる必要なし。村上氏が200ドルかろうと云ふのは、(B)か(C)をする等だけで、村上氏は最初より(C)をするすなはち、ハワイで遺言状を公表すると言ふことを主張してあるのです。ですから、この手紙が着いたら、姉さんはすぐに僕に日本語のコーピートの遺言状を送って下さい。一日も早く方が良い。今度は、お兄さんに頼みたいことがあります。

① どこに、そのオリジナルの日本語の遺言状があるか。兄さんが持っているのか、それとも日本の裁判所が持っているのか、知らせて下さい。

② もし日本の裁判所がオリジナルを持ってあるとすれば、お兄さんは、適当な ^{日本人の} 裁判官が、その日本語の遺言状を認可するか(英語でCERTIFYと云ふ)、すなわち、日本の法律の下に、それを、彼が認可するかどうか、そして、お兄さんは、そう云ふ裁判官の名を待たれるかどうか、確かめて下さい。そして、その手続きについて、もし、僕らのなつとく行くやう説明して下さい。認可して世間は、(今は)良いのです。ただ、その可能性と、手続きと調べて、すぐ知らせて下さい。英語でストン氏の書いた通りを念の爲に書きます。

If the Japanese court has a copy of will (on the original will), can you get an appropriate court officer to certify as to its recognition under Japanese law? Explain procedure.

③ お兄さんは、その日本語の遺言状を日本の米口領事館でいかにして認めて世間は、その手続きで御存じですか。この手続きは、直接に領事館に行かないで、間接的に本か何かで、調べて下さい。何なら、人に行つて見て、MILWAと云ふ名をあげないで調べて見せて下さい。それから、もし結果によつて、領事館が日本の書類は一切認めぬと主張したら、又、本か何かで、その遺言状を

認めて世よはねばならぬ係りの課長の名を書いて送って下さい。
もし、認めぬと云った時は、ストン氏が直接司法省に行つて、そ
の係りのボス(すなわち課長か誰か、とにかく、遺言状を認めると云ふ
こと云へる最高責任家の名)の名をあげ、理由をつけて、ついで
的に彼のたいどを攻める手はずになつておます。 ^後、二度程かう
云ふことを今までしてをり、両方とも、司法省上り ^{ストン氏}、いかりを受けて、
止めるか、書頭を認めるかをしておます。 英語で念入りの為、書きまわ

*What, if anything, do you know about
the practice of authentication by American
consuls? If any difficulty on authentication
arises, then get names of consuls to
officers to refer applications will be made.*

重要な所に線を引きました。 今まで書いた①②③について、出来
だけ早く調べて知らせして下さい。念入りのために、たづね知らせしてく
れるだけです。

この(A)をやるに際して司法省が内容のふんたんなる日本語の
遺言状を正當として受けとるか否かに定まります。もし良かったら、
(A)が出来て、今の所、再引用が少なくてすむのです。

今から述べるのは、サイドビジネスです。(すなわち、外の肉題)
この線を引く前に云つたように、今たづねにすべしは遺言状のことであ
ります。その外にすべしは、又は、お姉さん、お兄さん、お母さんに知つ
て貰ふたいこと ^{補條} 書目述べてます。

僕の二重口せきについて。今の所、行つておいた方がよいと云ふこ
とに決めました。理由は、僕が(一)の下で述べたスケッチのAの中
に、日本に帰つた理由として、僕は小さく、知らずに親上り、日本人
市氏けんを半信でせびつて、日本に帰つたこと書いてあります。そして
今年、日本人市氏けんをばさする手帳することをしたから、故、意にや
つたと云はれるから、そのまゝに、分り人を通すようだが、ほつておき
さいとストン氏に云つておますから。故に、このまゝ、二重口 ^{補條} にし
ておきます。たづねに云はば、やうに ^{補條} したくしてはいけません。

の真、お母さん、お母さんもお母さんもお母さん

二、お母さんのバカにしてあるクレームについて。(四) について述べましたが、

もう一つお父さんは、没収された全部の財産についてクレームを出

してある、いまだに水がある、すなわち休つたり元へは、目録(未出)、11576、

3567, 5183, 7477, に対してはクレームを出してあるが、目録(未出)

13491, 10305, 11576 に対しては、クレームを出してあるが、

故に、善心云状を認められた時(死と説明も追加云状と目録(未出)を

とって提出する)、今度、もう、法理的に、僕が財産返還をしなく

てはいけなから、僕が新しくクレーム(書類は司法者にあるか又は、

ストン氏と協議して、こしらへる)を提出する。勿論、そのクレームは

修正して、も水た財産権も合わせて、完全なものとするのである。だから

ストン氏は、お父さんの出したクレームのクレームを見たいと云つておま

したから、前には、ほつて置かざるべきと云つたが、もし、お母さん

が持つて居る水なるなら、僕に送つて下さり、もし、お母さんが、お母さん

に送られたらなら、お母さんは、そのクレームのクレームを僕に送つて下さり、

すなわち、もう、お父さんの出したクレームのクレームは必要としたか、い

けです。だから、ほつておいても、つまり、お母さん、持つておる方より、僕に

送つて下さり、と云ふのであるわけです。

三、財産権の十三万ドルは正しい、正確に評価して130萬位に引き上げれば、

いか、交~~し~~しょうとしたか、駄目でした。司法者では、持つていない金は

掛へぬ、しかし、持つてある金だけは(返すあかつきには)返すことを示さ

事柄のです。すなわち、今の所、お父さんの持ち物を没収してしまつた

金は13萬ドル、外にしまつておいたのがまだ残つてあるから、それと一

緒にして返す場合は返すことになりません。法理的に、かゝることを

するのですから、お父さんに示しても、駄目です。云ひかへれば、普通の商

事と同じことです。百萬ドルする家を下さりして十三万ドルで買

つたのと同じで、不幸と云へば仕方がありません。もう、せい

の再評価はあきらめよう、中々、苦いものです。

④ 中田氏のクレームについて。お母さん、お兄さんは、僕に送った手紙で始めて中田氏からクレームを出したと言っていることを知られたらです。お父さんは御存じでなかつたのですか。お父さんは知っておいても、お母さんには云はなかつたのでは無いのですか。知らせて下さい。
中田氏はワレーム(24のカブ)を 100 に出してあるのだから。もはや、法リフ手紙をもち、かなりすんでおいて、3000ドル位の金は、彼に返されるのは、守向のままとなつておます。次にカゼウ書に述べます。

① どのと、何と云つても、お父さんが會社を、作る時に、24のカブを中田氏の名儀として出したから、法リフ上に彼は、クレームをすることが許される。しかし、使用権から云ふと、お父さんが、持つてある、ことにあります。

② 中田氏は、日本に帰る来かつた。故に、ハワイに居たから、お父さんと違つて、政府は、そのクレームを認め、返かんするのです。たとへ、任用程的に、お父さんが持つて来たとしても、名儀上は、彼のものです。から、名儀で、その金が、中田氏に返るのです。人情では許さるべしではあります。法リフでは、完全な許可とあります。

③ このに彼に対してやることはあります。すなはち、
④ ストン氏が、司法省に行つて、中田氏のクレームを、法的に調べ、メモをとります。

⑤ そのメモの寫しを僕に二枚、送つてくる筈です。お父さん、一枚を兄さんに送る。

⑥ 兄さんは、メモをよく読んで、もし僕が中田氏にからす、書い、う、精求したり、そのメモとお兄さんの手紙(その内容は、僕が知らせませす)を一括にして、中田氏に送つて下さい。

⑦ 今の所、僕が中田氏に書くのは、まづいいし、兄さんなら、日本から出すから、よいと思はれます。でも、今は、じつとしてみて、僕の指圖がいくまで、書かずにして下さい。

⑧ このメモと手紙に由つて、中田氏のクレームを敷目にする可成り、火は収めます。しかし、ものは考へようです。もし、彼がクレームをだめにし、しかもお父さんの十三万ドルの

、財産が債に反入りたいとした時は、結局は、元も子もたんとする、
また、こんなことをすれば中田氏は「三輪家の財産は返る加代性
が余りにも少いのには、そして、今自分のがでてくる時、こんなことを
した」と云ふことになるかも知れません。

(六) 一番良い方法、人はれるものに、一つあります。それは、中田氏に
かう云はせるようにしむけるのです。「よく分った。自分の名儀にちつて
返つてくる三千ドルは、半分半分にしてはどうか、すなはち、女まで、
中田のケレシムは駄目になるだらう、しかし、それは亡く償うが、それでも、
あなたには金部、返つたものを、あなたのもとして、と受け取るのかと、水を
向けるりです。彼も、そう云はれると、考へ直せざるを得ないこと
思はれます。

(五) 結局、財産が返るまで、ハワイの元のお父さんに関係にあつた使用
人や、ハリツ家(有と氏、本氏、等)を、さわがすりは、良くないと思は
れます。金のカで米ロでは、友幸へは出来るものです。今はその
お父さんは、余り、ハワイの人を、つかかわ方が利口と思はれます。
④ 故に、お母さんは中田氏に「お父さん、いや、中田さんに告げます。追つて、
音、聞は知らせませう故、待つてゐて下さい。」

五、もし、日本でお父さんの遺言状を認められたら、そして、財産がつかへつた
ら、日本政府が、遺言相続税をかけるし、いかと示すお姉さんの向
むに對しては、そんなことは、あり得ません。ハワイにおいて、相続税
は、かけられると考へられます。

六、お母さんが送られた、お父さんご遺言に關する傳記は、僕が英語にか
い、やくして、ストーン氏に渡します。法理的に云ふと、このせいさん返入んに
しては、お母さんは、全然、関係のないことになり、その関係のない人が書
いても、結果はないのであります。あまりにも冷たい、ことですが、仕方が
ありません。しかし、お母さんに送り返す所のお母さんには送りません。
お島で証人として、証文書は、良く、それを正式にして、僕に
送つて下さい。注意として、赤線のある所は、書かぬやう。お母さん
の書かれた傳記は、僕が譯して、ストーン氏にお渡し、そして、お母さん
使つて世に伝えます。今から、世に告人して置きますが、お母さん、

主として下さる。最初に示ったように、もし (A) が出来たかかったら、

(B) ソレから (C) に向うとも限りません。その時は、又、村上氏に

厄介にならなくてはいけません。だから、今、おまわり、村上氏

や、村上氏、中田氏を、つかぬ、悪いと見ええんに示つておるのです。

おまわりには、次のやうに注意します。

① 村上氏には、もう、公表を一時中止してくれと示すはたさぬで

そのまゝにしておて下さい。理由は、そんな金さへ今もななく、又、少し

働いて、もうかれば、やめてせう、私は金をかりるのが、いやだからとか、

又、文雄が決まらなかつた、いので、仕方がない、勝手に彼に少しやらせて

泣きついたら、又、二月十五日まで、何とか頼みますとか、位。

② 彼とは、契約は結ばないやう。その場合、その場で、20ドル、恐い

ルなり、さう人と押つて、やめて下さい。

色々長く書きましたが、今は、旦那の件が、一番重要で、

それ水に拘束することに対して、おまわり、お見え、それ水から、おまわり、

頼んだことは、すぐさま、やめて下さい。一とくも、時肉を失うことは、

不利ですから、切に頼みます。外のことでも、必要ですが、それ水からも、

出来た、だけ、おまわり、それ水、頼みます。

お見えの、契約に、関する、親切な、おまわり、まん、分りました。ストン氏に、対し

ては、計画が、あつたことは、確ですが、もし、僕に、抜けて、おる、所が、あつた、

と、し、つ、おまわり、それ水、方針は、おまわり、それ水、お見え、おまわり、

ひます。今、まで、それ水、書か、なかつたことは、おまわり、それ水、お見え、おまわり、

にも、おまわり、それ水、また、おまわり、それ水、お見え、おまわり、

最初に、示つたやうに、おまわり、それ水、お見え、おまわり、

おまわり、それ水、お見え、おまわり、

明日(九月二十七日)から、学校です。おまわり、それ水、お見え、おまわり、

か、おまわり、それ水、お見え、おまわり、

九月二十六日。おまわり、それ水、お見え、おまわり、